

備考 東京都目黒区 柿の木坂2-1-20-905 10-7772システム大学レジデンス	住所登録 令和3年9月7日 東京都住民登録本部住宅企画課

注意事項	
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。	